経協NENS





桔 梗

Contents

1-2 アンテナ

- ・9月は価格交渉促進月間/経済産業省
- ・「過労死等の防止のための対策に関する大綱」の変更が 閣議決定
- ・福岡県最低賃金51円引上げを答申/福岡地方最低賃 金審議会

3-4 経団連調査

2024年度・新規学卒者初任給調査結果 (福岡県経営者協会調査)

5-7 けいきょう Law School

ロ頭での退職合意の成否につき判断が分かれた事案 一医療法人A病院事件一

阿部哲茂法律事務所 弁護士 阿部 哲茂

8 世間漫録

9-10 三方よし

「人」と「会社」と「地球」が幸せになる~ いまこそ「三方よし」のヒューマン経営学 (公財) 人権教育啓発推進センター 特任講師 元西日本新聞・社会部記者 馬場 周一郎

11-12

- ・貴方の職場に労働法に精通した 弁護士がお伺いします!
- ・労働法の実務に関するコンパクトセミナーを開始します!!

13-14 インフォメーション

・セミナー ・法律相談 ・事務局相談 ・会務報告

裏表紙 九州経営法曹大会 第58回 熊本大会

福岡県経営者協会



9月は価格交渉促進月間/経済産業省

経済産業省は、中小企業が適切に価格転嫁をしやす い環境を作るため、3月と9月を価格交渉促進月間と定め、 各種の取組を展開している。

エネルギー価格や原材料費、労務費などが上昇する 中、コストの上昇分を適切に価格に転嫁することで物価が 上昇し、それにより企業活動が活発化し、賃金の上昇に つながるという賃金と物価の好循環に向けて、価格交渉に ついて学べる講習会を行うほか、相談窓口や下請かけこ み寺などのサポート体制について周知している。

2024年3月の価格交渉促進月間のフォローアップ調査結 果によれば、中小企業の約6割が「価格交渉が行われ た」と回答し、「発注側からの声掛けで交渉できた」という 割合も9月の調査時から4%上昇し、18.4%となった。ま た、価格交渉が行われた企業のうち約7割が労務費につ いても価格交渉を実施している。価格転嫁についても、9 月調査時から「コスト増加分全額価格転嫁できた割合」 が3%上昇し19.6%、「一部でも価格転嫁できた」割合に おいても4%上昇し67.2%となっており、価格転嫁の裾野が 広がりつつあるとしている。

「過労死等の防止のための対策に関す る大綱」の変更が閣議決定

過労死等防止対策推進法に基づき、おおむね今後3 年間における取組について定める「過労死等の防止のた めの対策に関する大綱」の変更が閣議決定された。

新たな大綱に定められた今後の過労死等防止対策の主 な取組等は以下の通り。

①大綱策定10年を振り返り、さらなる取組を推進

- ・令和7年に大綱策定から10年の節目を迎えるため、 この間の調査研究や取組の成果を振り返り、それらも 踏まえ今後の対策を更に検討し推進
- ②上限規制の順守徹底、過労死等の再発防止指導、 フリーランス等対策を強化
- ・令和6年4月から全面適用された時間外労働の上 限規制の遵守を徹底、過労死等を繰り返し発生させ た企業に改善計画を策定させるなど再発防止の指導 を強化

・フリーランス・事業者間取引適正化等法の施行後の 履行確保、個人事業者等の安全衛生対策・健康管 理の強化、労災保険の特別加入制度の対象拡大等 の取組を推進

③業種やハラスメントに着目した調査・分析を充実

- ・芸術・芸能分野を重点業種等に追加
- ・事業主に義務付けられているハラスメント防止措置の 状況についても過労死等事案から収集・分析を実施

④国以外も含めた関係者による取組を推進

- ・事業主は、管理職や上司、若年労働者に対する労 働関係法令の研修等を実施
- ・労働組合は、職場で労働関係法令が適切に運用さ れているか定期的に確認するなど、国以外も含めた 関係者による取組を推進
- ・業種別のカスタマーハラスメント対策の取組を支援

福岡県最低賃金51円引上げを答申/ 福岡地方最低賃金審議会

福岡地方最低賃金審議会は、福岡労働局長に対し、福 岡県最低賃金を現行の1時間941円から51円引上げ、1 時間992円に改正することが適当であるとの答申を行った。 引上げ率は5.42%。効力発生の日は10月5日の見込み。

福岡県最低賃金は、月給、時間給、出来高給等の賃 金制度や、常用、臨時、パート等の雇用形態を問わず、 福岡県内の事業場で働く全ての労働者に適用される。

福岡県最低賃金改定の推移

| 年度 | 最低賃金額 時間額(円) | 引上げ額 (円) | 引上げ率 (%) |
|--------|-----------------|-------------|----------|
| 平成29年度 | 789 | 24 | 3.14 |
| 平成30年度 | 814 | 25 | 3.17 |
| 令和元年度 | 841 | 27 | 3.32 |
| 令和2年度 | 842 | 1 | 0.12 |
| 令和3年度 | 870 | 28 | 3.33 |
| 令和4年度 | 900 | 30 | 3.45 |
| 令和5年度 | 941 | 41 | 4.56 |
| 令和6年度 | 992 | 51 | 5.42 |

(引上げ率の欄は、小数点第三位を四捨五入)

「高年齢者雇用推進セミナー」開催/独立 行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構

独立行政法人高齢・障害・求職者雇用支援機構は、 高齢者が活躍できる職場環境整備の必要性や健康管 理・安全確保について考える標記セミナーを開催すること から、参加を呼びかけている。詳細は、以下の通り。

| 日 | 時 | 10月29日(火) 13:30~16:30 |
|----|-----|--|
| 形 | 式 | 会場及びオンライン 会場: JR 博多シティ大会議室 (福岡市博多区博多駅中央街1-1 JR 博多シティ10階) |
| 参力 |] 費 | 無料 |
| 申込 | 方法 | 下の申込専用フォームからお申込みください。 |

https://jsite.mhlw.go.jp/form/pub/roudou40/ kourei2024

9月は「職場の健康診断実施強化月間」 / 厚牛労働省

厚生労働省は、労働安全衛生法に基づく一般定期健 康診断の実施、その結果についての医師の意見聴取及 びその意見を踏まえた就業上の措置を促すため、毎年9 月を「職場の健康診断実施強化月間」と位置付け、啓発 事業等を行っている。

今年の重点事項は以下の通り。

- ①健康診断及び事後措置等の実施の徹底
- ②健康診断結果の記録の保存の徹底
- ③一般健康診断結果に基づく必要な労働者に対す る医師又は保健師による保健指導の実施
- ④ 高齢者の医療の確保に関する法律に基づく医療 保険者が行う特定健康診査・保健指導との連携
- ⑤健康保険法に基づく保健事業との連携
- ⑥ 小規模事業場における地域産業保健センターの活用

「福岡県障がい者雇用促進大会」を開 催/福岡県

福岡県は、障がい者雇用のさらなる促進と障がい者雇 用に対する理解を深めるため、標記大会を開催することか ら、参加を呼びかけている。

障がい者雇用の促進に貢献している事業主及び障がい を克服し模範的な職業人として業績をあげている勤労障 がい者を表彰するほか、障がい者雇用の先進的な取組を 行っている企業による基調講演を開催する。

| 日日 | 時 | 11月8日(金) 14:00~15:00 |
|------|---|---|
| 会 | 場 | 福岡県庁3階講堂 |
| 基調講》 | 演 | ATUホールディングス株式会社 代表取締役 岩﨑 龍太郎 氏 「社員の幸福を通じた社会への貢献 ~障がいの有無にかかわらない成長~」 |
| 参加的 | 費 | 無料 |
| 申; | 込 | 福岡県ホームページ内にある参加申込書を福岡県福祉労働部労働局就業支援課 障がい者支援係までメールしてください。 |



2024年度・新規学卒者初任給調査結果(福岡県経営者協会調査) 2024年8月

調査対象: 会員企業 371社 回答状況: 回答者数 68社 **調査期間: 2024年 6 月 3 日~7 月31日**

今年の調査結果のポイント

・初任給 大学卒(総合) 212,102円 高校卒(技術系) 179,726円 初任給を引き上げた企業の割合は85%(前年比+22.7ポイント)

・支給額の伸び率(単純平均)は4.38%で、前年比+1.85ポイントとなりました。

調査結果

1 初任給水準と伸び率 (2023年は、昨年度調査の数値) 支給額の伸び率は4.38%となり、前年と比較して1.85ポイント増加しました。

| | 平均額 (円) | 伸び | グ率 |
|-----------|---------|-------|-----------|
| | 十岁缺(门) | 2024年 | 2023年 |
| 大学院卒 (博士) | 217,585 | 2.79% | 1.88% |
| 大学院卒(修士) | 226,614 | 4.31% | 2.26% |
| 大 卒 総 合 | 212,102 | 4.25% | 2.65% |
| 大 卒 一 般 | 199,970 | 4.07% | 2.27% |
| 短 大 総 合 | 189,366 | 4.26% | 2.06% |
| 短 大 一 般 | 183,770 | 4.54% | 1.79% |
| 高 専 総 合 | 198,009 | 4.67% | 3.13% |
| 高 専 一 般 | 190,966 | 5.15% | 2.38% |
| 専 修 総 合 | 187,301 | 4.48% | 3.78% |
| 専 修 一 般 | 182,681 | 4.49% | 2.79% |
| 高 卒 事 務 | 176,036 | 4.60% | 2.26% |
| 高 卒 技 術 | 179,726 | 4.49% | 2.38% |
| 高 卒 現 業 | 177,020 | 4.80% | 2.30% |
| 単 純 平 均 | _ | 4.38% | 2.53% |

2 業種別、従業員数別の初任給水準

(単純平均、単位:円)

| 学歴 | | 大 | 学院 | 大 学 | | 短大 | |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 業種・従業員 | | 博士 | 修士 | 総合 | 一 般 | 総合 | 一般 |
| 製造 | 300人未満 | 212,723 | 212,723 | 204,864 | 202,864 | 187,955 | 188,273 |
| 表 | 300人以上 | 264,133 | 248,900 | 232,313 | 220,925 | 200,760 | 196,467 |
| 非製造業 | 300人未満 | 200,400 | 208,500 | 204,092 | 195,713 | 185,700 | 180,771 |
| , | 300人以上 | 211,063 | 224,869 | 210,972 | 195,383 | 187,796 | 180,987 |

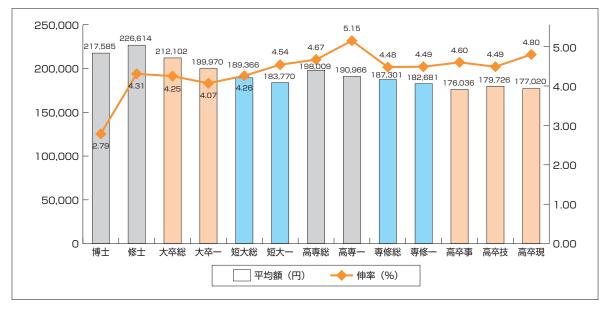
| | | 学歴 | 高 | 専 | 専 | 修 | | 高 卒 | |
|---|--------------|--------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|---------|
| 業 | 種・従業員 | | 総合 | 一般 | 総合 | 一般 | 事 務 | 技 術 | 現 業 |
| | 製造 | 300人未満 | 193,505 | 189,755 | 190,000 | 183,957 | 174,993 | 174,709 | 174,993 |
| | 表 足 | 300人以上 | 211,629 | 205,225 | 196,700 | 184,600 | 184,650 | 185,840 | 184,880 |
| | 非製造業 | 300人未満 | 188,500 | 183,820 | 187,250 | 183,820 | 170,527 | 177,429 | 177,571 |
| | 升 表但未 | 300人以上 | 195,758 | 186,850 | 184,947 | 180,771 | 176,312 | 181,016 | 173,920 |

3 初任給の引上げ・据置きの状況 (2023年は、本年回答のあった同一企業での数値) 引上げた企業の割合は85.0%、前年と比較して22.7ポイント増加しました。

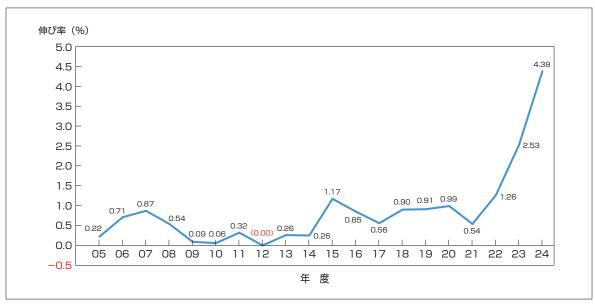
| | 引上げた1 | 企業の割合 | 据置いた1 | E業の割合 |
|-----------|-------|-------|-------|-------|
| | 2024年 | 2023年 | 2024年 | 2023年 |
| 大学院卒 (博士) | 88.2% | 55.6% | 11.8% | 44.4% |
| 大学院卒 (修士) | 81.8% | 68.8% | 18.2% | 31.3% |
| 大 卒 総 合 | 84.3% | 60.0% | 15.7% | 40.0% |
| 大 卒 一 般 | 77.4% | 58.1% | 22.6% | 41.9% |
| 短 大 総 合 | 87.1% | 64.3% | 12.9% | 35.7% |
| 短 大 一 般 | 79.2% | 56.5% | 20.8% | 43.5% |
| 高 専 総 合 | 84.0% | 65.2% | 16.0% | 34.8% |
| 高専一般 | 88.2% | 58.8% | 11.8% | 41.2% |
| 専 修 総 合 | 83.3% | 62.5% | 16.7% | 37.5% |
| 専修一般 | 82.4% | 68.8% | 17.6% | 31.3% |
| 高 卒 事 務 | 88.9% | 66.7% | 11.1% | 33.3% |
| 高 卒 技 術 | 91.4% | 61.3% | 8.6% | 38.7% |
| 高 卒 現 業 | 89.3% | 64.0% | 10.7% | 36.0% |
| 単 純 平 均 | 85.0% | 62.3% | 15.0% | 37.7% |

お忙しいところ、アンケートにご協力くださいましてありがとうございました。

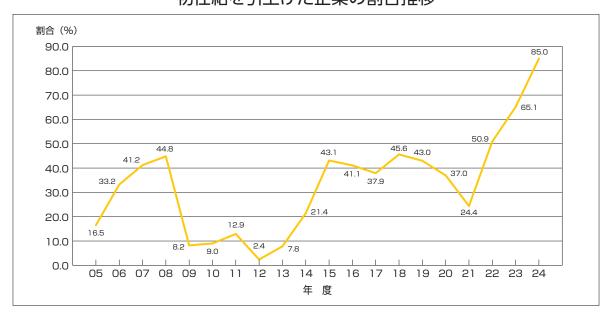
初任給水準(平均額)と伸び率



初任給の伸び率推移



初任給を引上げた企業の割合推移



けいきょ

| 頭での退職合意の成否につき判断が分かれた事案 一医療法人A病院事件—

一札幌地裁苫小牧支部(令和3年1月29日判決) 札幌高裁(令和4年3月8日判決)【労働判例1268号39頁】—

哲 茂 弁護士 阿部





◆執筆者のご紹介 あべ てつも 平成11年 弁護士登録 阿部哲茂法律事務所(北九州市)

第1 事案の概要

Y法人に勤務していたXが、Y法人より労働契 約が合意解約により終了したことを理由に労務提 供を拒否されたと主張し、Y法人に対し、主とし て労働契約上の地位にあることの確認を求めた事 案である。

第2 主な事実の経緯

- 1 Xは、病院を経営する Y 法人との間で、平 成19年4月1日、期間の定めのない労働契 約を締結し、臨床検査技師として稼働して いた。
- 2 Y法人は、令和元年9月、Xに複数の非違 行為(以下「本件非違行為」という)がある との疑いを抱き、事実関係の調査を実施した。
- 3 Y法人の事務部長Aは、令和元年12月2 日、Xに対し、本件非違行為について事実 確認を行ったところ、Xは本件非違行為の うち一部は認めたが、その他については事 実誤認がある旨を述べた。

そこで、Aは、Xに対し、Y法人として はXの非違行為について厳しい処分を検討

しているが、Xが自主退職するのであれば 処分しないなどと述べ、同月5日にXの回答 を聞くと伝えるとともに、同日までの自宅 待機を命じた。

- 4 X、A及びY法人の事務職員Bは、令和 元年12月5日、Y法人の会議室にて面談を した(以下「本件面談 | という。)。 X は、あ らかじめ用意した書面を1時間にわたり読 み上げ、本件非違行為には事実誤認がある 旨を弁明した。そのうえで、AがXに対し、 自主退職するか否かについての検討結果を 尋ねたところ、概略、以下のやり取りがあっ た (以下、全て原文ママ)。
 - X「じゃあ私は家族のために、もう処分 が、私が自主的に退職するっていう部 分で処分が免れるんであれば、そこは 私は退職します。」
 - A「それは退職、今、するということで よろしいんですか。」
 - X「退職さしていただきます。」
 - A 「はい。分かりました。|

(中略)

- X「(退職) します。どうすればよろしい ですか。
- A「そしたら、退職届を。」

(中略)

- X「退職届の方を出したら、そしたらど うすればいいですか。|
- B「もし今日ここで書いていただけるの であれば。|
- X 「はんこなくてもよろしいですか。(中 略) 母印でもいいですか。」
- B「あんまり母印はよろしくないと思う んです。持ち帰っていただいて、郵送 でも構わないですし。」

その後、X、A及びBは、Xの退職 日を年休消化後の令和2年1月20日と することなどを協議した。

- 5 Xは、令和元年12月7日、病院内の私物 を持ち帰るとともに、机の引き出しの鍵及び ロッカーの鍵を返却し、また、病院内のコン ピューターネットワーク上にあるXが作成 したフォルダのデータを全て消去した。他方 で、Xは、職員証、ICカード、健康保険被保 険者証及び制服などは返却しなかった。
- 6 Xは、令和元年12月19日、Y法人に対し、 Xの発した「退職します」との発言は労働契 約の合意解約の申込みと解される余地があ るとしても、当該申込みの意思表示を撤回 する旨の書面を送付した。
- 7 Xは、令和元年12月24日、Y法人に対し、 労働契約上の権利を有する地位にあること を仮に定めること、及び、賃金の仮払いを 命ずることを求める仮処分を申し立て、裁 判所は賃金の仮払いを命ずる申立てにつき 月額30万円の限度で認容した。

第3 本事案に対する地裁・高裁の判決内容

1 地裁判決(札幌地裁苫小牧支部令和3年1 月29日判決)

本件地裁判決は、「労働者にとって、労働 契約を解消して退職することは極めて重要 な意思決定であるから、労働者の口頭での 発言を退職という法律効果を生じさせる程 度の確定的な意思表示であると評価するに は慎重な判断をする必要がある。」と示した うえで、Xが、予め準備した書面に基づい て弁明したが聞き入れられそうもなかった ことから、懲戒解雇を含め何らかの処分が なされることを恐れて「衝動的に退職する旨 を述べた可能性が十分に考えられる」と判断 した。

また、Xが、持ち帰った退職届を提出して おらず、かつ、令和元年12月19日付の書面 で退職の意思表示を撤回する旨を述べるな ど、退職をすることに反する言動をとって いることからすると、退職する旨のXの口 頭での発言をもって、退職の確定的な意思 表示をしたと評価することは困難であると 認定し、本件労働契約は合意解約によって 終了したとは認められないと判示した。

2 高裁判決(札幌高裁令和4年3月8日判決) 本件高裁判決は地裁判決を取り消し、本件労 働契約は合意によって終了したことを認め、 Xの請求をいずれも棄却した。

その理由として、本件面談が、退職勧奨 当日ではなくその3日後に行われているこ と、 X が長時間にわたって弁明した後、(A の退職するかどうかの質問に対し)退職す る旨を述べていることなどから、Xが精神 的に動揺した中で衝動的にしたものである とは認め難いことなどを挙げている。

また、本件高裁判決は、本件面談以降の Xの行動についても言及し、Xが私物を持 ち帰り、机の引き出し及び更衣ロッカーの カギを返却しただけでなく、特に、コン ピューターネットワークからデータ全てを 消去していることを捉え、これらはXが退 職し、職場に戻らないことを前提とする行 為であることを重視している。

第4 考察

1 労働者にとって、労働契約によって就労す ることで、生活の資を稼ぎ、その時間のか なり多くを費やすのが通常であるから、そ のような労働契約を解消して退職するとい うのは、極めて重要な意思決定である。そ の重要さに照らせば、単なる発言を、直ち に法律効果を生じさせる程度の確定的な意 思表示であると評価するには、慎重な判断 が必要である (労働関係訴訟の実務(改定 版) Ⅱ 535頁)。したがって、「何ら書面を作 成することなく、口頭による退職の意思表 示が確定的に行われたと評価できる状況は、 かなり珍しい事案であるといわなければな らない」(同書同頁)とされている。そうす ると、口頭による退職の意思表示を認めた 本件高裁判決は「珍しい事案」であるから、 使用者としては、労働者が退職するに当たっ ては、退職届等を徴求しておく方が無難で ある。

本件高裁判決は、口頭による労働契約の 合意解約を認めたものの、退職の意思表示 は労働者にとって重要な意思決定であるか ら慎重な検討を必要とする点については、 本件地裁判決に異論はないようである。た だし、本件高裁判決は、Xが口頭での退職 の意思表示をした数日後に退職を前提とし た行動をとったことが、Xの退職の確定的 な意思表示を示すものとして認定している のであって、口頭による労働契約の解約を 安易に認める趣旨ではないことは明らかで ある。したがって、本件高裁判決を踏まえ たとしても、口頭による労働契約の合意解 約が成立するには、なお高いハードルがあ ることは十分認識されなければならない。

- 2 このような裁判例の傾向を踏まえると、労 働者に退職勧奨を行ったうえで退職合意を 取り付ける場合には、実務上、以下の点に 留意すべきものと考える。
- (1) 労働者の確定的な退職の意思を証拠化す るため、退職合意書あるいは退職届という 書面を作成すること
- (2) 使用者の圧力によって「退職届を書かさ れた」との主張を防ぐため、多人数による 退職勧奨は避け、かつ、その場の会話を録 音すること(本事案においても、録音による 双方のやり取りが詳細に認定されている。)。

また、退職金の上積みをするなど、退職 に当たって一定額の解決金を支払うことに よって、労働者の退職に対する確定的な意 思が強くなることもあり得よう。

3 なお、専門的な話にはなるが、シンガー・ ソーイング・メシーン事件(最判昭和48年 1月19日)は、労働者が退職金を放棄する 旨の意思表示をする場合、同意思表示の効 力を肯定するためには、それが労働者の自 由な意思に基づくものであると認められる に足る合理的な理由が客観的に存在しなけ ればならないと判示している(同趣旨の最判 として日新製鋼事件(最判平成2年11月26 日)、山梨県民信用組合事件(最判平成28年 2月19日)がある。)。これら最判がいう「自 由な意思」論が労働者の退職の意思表示に おいても適用されるのか否かについては見 解が分かれているが、紙幅の都合上本稿で 詳細は触れない。ただし、労働者による退 職の意思表示における「自由な意思」論の適 否にかかわりなく、裁判所が、労働者によ る退職の意思表示について慎重に判断する 傾向にあることについては論を俟たないと ころである。

定 に column note 自 髪頭の ジジ放 談 Vol.174

立憲民主党が政治資金パーティーの「解禁」立憲民主党が政治資金パーティー開催禁止法け、立民は先の国会にパーティー開催禁止法は、立民は先の国会にパーティー開催禁止法な。だが次期衆院選は来年秋までに迫ってがる。だが次期衆院選は来年秋までに迫っており、今後の活動資金に不安が募る。

いた利益の割合を示す利益率は最大で9割にもなってきた。ちなみに収入から開催経費を差し引としてパーティーは派閥にとって不可欠のものに団体献金を禁止しており、それに代わる収入源団体献金を禁止しており、それに代わる収入源可体献金を禁止しており、それに代わる収入源のでで、不正の舞台となったのが政治資金規正法違反事件

達するという。

多いからである。 なぜ、パーティーはそれほど利益率が高いなが、そうはならない。欠席者が圧倒的に力するが、そうはならない。欠席者が圧超えてのか。まず、会場の収容数をはるかに超えてのか。まず、会場の収容数をはるかに超えてのか。まず、会場の収容数をはるかに超えてのか。まず、会場の収容数をはるかに超えてのからである。

業・団体からの献金となってきたのである。 2020年9月、大阪府の建設会社の社長は 1枚2万円のパーティー券を購入して東京都内 1枚2万円のパーティー券を購入して東京都内 なものばかりだったという。社長は「付き合いで なものばかりだったという。社長は「付き合いで なものばかりだったという。社長は「付き合いで なものばかりだったという。社長は「付き合いで なものばかりだったという。 が長は「付き合いで なものばかりだったという。 が長は「付き合いで なものばかりだったという。 が見るパーティーは形態 がして、事実上、法律で禁止された派閥への企 業・団体からの献金となってきたのである。

幹事長や大串博志選対委員長がパーティー開催 といった。 追及した立憲民主党は、パーティー保入を適切に政治資金収支報告書に 記載せず、「裏金化&還流」していたことに端を 記載せず、「裏金化&還流」していたことに端を 記載せず、「裏金化&環流」していたことに端を 記載せず、「裏金化&環流」していたことに端を 記載せず、「裏金化&環流」していたことに端を 記載せず、「裏金化&環流」していたことに端を さいが である。 提出の責任者である岡田克也

「禁止を求めながら、自分は開を予定していたことが判明する。

た」と語っている。ド正論である。 法案を出したのだから、その時点でやめるべきだっも小沢一郎氏が「信じられない。党の意思として行不一致を指摘する声が相次ぐ。立民内部から「禁止を求めながら、自分は開催するのか」と言

パーティーに催し物としての対価性なし

世題は「パーティー禁止法が成立しなかったのだ 問題は「パーティー禁止法が成立しなかったのだ に、開催してもよいではないか」との理屈が世 がら、開催してもよいではないか」との理屈が世 がら、開催してもよいではないか」との理屈が世 がら、開催してもよいではないか」との理屈が世 がら、開催してもよいではないか」との理屈が世 から、開催してもよいではないか」との理屈が世

い。議員ならだれもがカネが必要なのだ。の確保が死活問題であることに与野党の違いはなる。身も蓋もない言い方だが、政治家にとって収入(労組)などからの献金となっている点も同一であ(労組)などからの献金となっている点も同一である。身も蓋もない言い方だが、政治家にとって収入の確保が死活問題であることに与野党とも同じ、形を変えた団体でいる事実を国民は知らされた。当たり前だが、一連の事件で、パーティーが美味しい収入源となっ一連の事件で、パーティーが美味しい収入源となっ

革が急務である。

本が急務である。

立など透明性を高めるための改る。

政治資金の収支を電子化し、外部からもチェッランスが「政治とカネ」の腐敗の一部分を成していった。

立るの対価性があるとはとても言えない。このアンバの対価性があるとはとても言えない。

立民議員のジレンマー

「開きたいが、開けない」パーティー

「人」と「会社」と「地球」が幸せになる~ いまこそ「三方よし」のヒューマン経営学

会社よし 地球よし

□「株主第一主義」からの転換を∼関経連の提言に賛同する

(公財) 人権教育啓発推進センター 特任講師 元西日本新聞・社会部記者

馬場 周一郎



「失われた30年」と言われながら、日本経済は2000年代初めから当期純利益と株主配当が増え続けています。4半期開示制度や連結決算導入などの「証券・会計ビッグバン」を背景にして、従業員給与や設備投資が抑制されてきました。一方で、短期利益の確保を狙う投資家はエクイティ・ファイナンス(事業のための資金出資)を減らし、企業は自社株買いを通しての株主還元などの内向き姿勢を強めています。過剰な「株主第一主義」がわが国経済の持続的発展を阻害してしまわないか心配です。

そんな中、昨年秋、関西経済連合会(会長・松本正義住友電気工業会長)が、上場企業の行動規範「コーポレートガバナンス・コード(企業統治指針)」の見直しを求める提言をしました。私が注目したのは「三方よしの精神」が提言の骨格を成していることでした。松本会長はかねてより「売り手よし、買い手よし、世間よし」の近江商人哲学に共感し、従業員や取引先、地域社会のバランスがとれた経営を目指すべきと唱えてきました。

住友電工のホームページには「住友の事業は住友 自身を利するとともに国家を利し、かつ社会を利する 事業でなければならない。営利のみに走ることなく、 たえず公益との調和を図る」との経営理念が掲げら れています。松本氏の思想は、「三方よし」が基礎となった「住友イズム」によって培われたのでしょう。

関経連の提言で目を引くのは、行き過ぎた「株主 第一主義」への戒めです。背景には、バブル崩壊後、 投資家から企業への投資額は伸び悩む一方、自社株買 いと配当が増加の一途をたどっているのです。なぜで しよう。

自社株買いとは、上場企業が自らの資金を使って株式市場から自社株を買い戻すことです。自社株買いには株主還元など企業にとってメリットがあるとされています。なぜ自社株買いは株主還元になるのでしょうか。株式市場から自社の株式を購入すると、1株当たり純利益を算出する時に、分母である発行済み株式数が減少し、1株当たり純利益を高めることができます。これは業績を上方修正したことと同じです。

結果、株主への配当金が増えます。具体的に説明すると、配当性向30%で1株利益が100円から120円に増えると、配当金は6円増えます。また、収益性を測る指標であるROE(自己資本利益率)を高める効果もあります。ROEが上がると、収益性が高まったと見られて選好されやすく、株価上昇につながりやすいとされています。

早稲田大学商学学術院のスズキ・トモ教授は講演

馬場 周一郎:企業、介護、部落差別などの人権問題について講演・執筆活動を続けている。 著書に『2050年…変わる日本変わる社会』(人権教育啓発推進センター)。 *で次のように話しています。

- (1) 有配率は米国の4割に対し、日本は9割を超 える。米国は成長過程の赤字企業は配当しなく てよいとの企業文化があるが、日本ではコロナ 禍で赤字の上場鉄道会社が株主還元をしたケー スもある。
- (2) 日本企業に投資をする投資家の3割は外国人 であり、配当利回りが高い企業の場合、外国人 投資家の割合が5割を超えるところもある。投 資家を保護・優遇する制度を強化した結果、資 金は企業に投入されるどころか、海外の投資家 や株主に流出している。

「マルチステークホルダー」を等しく重視する

そもそも現行のコーポレートガバナンス・コード は欧米流の株主第一主義を前提に作られているので す。東京証券取引所が2015年に適用を始めたコード には5つの基本原則があります。最初に「株主の権 利・平等性の確保」を掲げ、2番目に「株主以外のス テークホルダー (利害関係者) との適切な協働」に 言及しています。

これに対し、関経連は「株主が最も重要なステー クホルダーとの固定観念をもたらす懸念がある」と 指摘。その上で、「地域社会や従業員、顧客を含むマ ルチステークホルダーを等しく重視すべき」と提言 しています。具体的には1番目と2番目の基本原則を 「株主をマルチステークホルダーの一つに位置付け た上で、公平でバランスの取れた価値の分配をコー ドに盛り込むべき」「自社株買いについても一定の規 律(ガイドライン、説明責任)を導入すべき」とし ています。

株主に偏重せず、多様なステークホルダーとの関 係を重視する考えは「ステークホルダー資本主義」 と呼ばれ、「株主資本主義(株主第一主義)」の対義語 です。きっかけとなったのは、米国の経営者団体「ビ ジネス・ラウンドテーブル」の声明でした。

「米国の経済界は株主だけでなく、従業員や地域社

会などすべてのステークホルダーに経済的利益をも たらす責任がある」との声明を発表したのです。米企 業が株主第一の姿勢見直しを表明した背景には、格差 の解消に向けて企業の責任拡大を求める声の高まりが ありました。リーマンショック以降、所得・資産格 差の拡大が大きな社会問題となっていたのです。

「ステークホルダー資本主義」は、このような歴史 的背景で登場し、企業が従業員や、取引先、顧客、地 域社会といったあらゆる人々の利益に配慮すべきとい う考え方を理念にしています。これは本連載のテーマ である「三方よし」と深いところで通じているので す。ちなみに、関経連の提言には【多様なステークホ ルダーを重視した「三方よし」の経営】とのタイト ルが付けられた一文があります。以下、紹介します。

「わが国では"三方よし""企業は社会の公器"と いった経営哲学が企業文化として脈々として受け継が れてきた。こうした考えのもと、企業は中長期的な 視点に立った経営で企業価値を向上させるべきであ る」。「三方よし」と企業経営のあり方について明快 に言及していることに私は心から賛同します。

目先の利益を優先する企業の経営姿勢に修正を求め る「ステークホルダー資本主義」が注目され始めた ことで、日本の企業や政府は「三方よし」を基盤に据 えた日本型経営にもっと自信を持っていいのでないで しょうか。欧米の制度や強者の経営思想を一方的に受 け入れるのではなく、「三方よし」の精神にもとづく新 たなコーポレートガバナンス・コードを策定し、海 外に逆輸出するぐらいの気概を持ってほしいものです。

*2023年4月25日、東京・大手町の経団連会館で の講演「新しい資本主義における経営~株主利益偏重 からの脱却に向けて|(週刊| 「経団連タイムス| 23年 6月1日号掲載)



貴方の職場に労働法に精通した弁護士がお伺いします! 労働法の実務に関するコンパクトセミナーを開始します!!

当協会では、経営法曹会議九州ブロックの協力を得て、会員企業さま向けの新しい形の法律セミナーを実施することに なりました。

このコンパクトセミナーは、近時、企業が直面する労働法に関する実務問題に関し、「早い」、「安い」「うまい(わか りやすい)」ものとなっております。

会員企業さまにおいて会場をご準備いただく必要がありますが、役員研修、人事担当者向けの研修、職場の従業員を 対象とする研修等利用方法には制限はありません(なお、ウェブ会議を利用した方式での実施は想定しておりません。)。 ご関心のある会員企業さまはぜひ一度ご利用ください。

「早い」: あらかじめ関心の高いテーマを取り上げてパッケージ化することで会員企業からのお申し込みが「早く」実施 できます。 また、 1 テーマ 60 分とコンパクトな内容となっていますので 「早く」 実務上のポイントを抑えることが できます。

「安い」: セミナーの内容をパッケージすることで、通常のオーダーメイドのセミナーよりも、格段に低額な費用(原則、 60分 3万円)でご利用いただけます。申し訳ありませんが交通費についてはご負担いただきます。

「うまい」:講師を務めるのは労働法実務に精通した経営法曹会議に所属する弁護士ですので、痒い所に手が届く、実 務を踏まえた内容となっています。

【コンパクトセミナーの内容】

テーマ1 ハラスメント① (パワハラって何?)

パワハラはダメ、そんなことは分かっているけど、いったい、どこからがパワハラで、どこまでが指導・教育 として許されるの?? そんな疑問を感じたことがある方のために、パワハラ指針や裁判例を踏まえてパワハラに 該当するかどうかその判断基準を分かりやすく解説します。

テーマ2 ハラスメント② (セクハラ?マタハラ??)

「コミュニケーションのつもりだったのにセクハラと言われてしまった…」という経験はありませんか。ハラスメ ントを防止するためには、どのような言動が「セクハラ」「マタハラ」にあたるのか正しく理解する必要があり ます。近時の裁判例を踏まえて、どのような言動が、「セクハラ」「マタハラ」になるのか、その判断ポイント をわかりやすく解説します。

テーマ3 ハラスメント③ (職場でハラスメントが起きたときの対処方法)

職場でハラスメントと疑われる事実について認識した場合にどのような対応をすべきか迷ったことはありませ んか?その初動から事後対応まで、判断に迷う点を分かりやすくご説明いたします。なお、どのような言動がハ ラスメントにあたるかについては、テーマ1(パワハラって何?)テーマ2(セクハラ?マタハラ??)で取り扱 います。

テーマ4 どこまでが労働時間?知っておくべき労働時間の基本

長時間労働は、従業員の健康を損なうだけでなく、労働生産性を低下させるため、その防止が企業にとっ て取り組むべき重要な課題となっています。労働時間に関するルール、どのような時間が労働時間に該当する のか、具体的な労働時間管理のポイントなど、分かりやすく解説します。

テーマ5 職場の問題社員への対処方法

指示された仕事をこなせない、遅刻や早退を繰り返す、同僚や上司とのトラブルが多いなど、問題社員へ の対応に困っていませんか?指導・教育、人事上の措置、退職勧奨、解雇など、適法に実施するためのポ イントやコツを分かりやすく解説します。

テーマ6 メンタルヘルス不調者への対処法

うつ病等のメンタルヘルス不調となる従業員は近年増加しており、企業におけるメンタルヘルス問題への 対応はますます重要な課題となっています。メンタルヘルス問題に関し、職場において普段から留意すべき 点、休職・復職時における具体的な対処方法など、分かりやすく解説します。

※テーマについては今後追加していく予定です。

※すべてのテーマをご依頼いただく必要はなく、関心のあるテーマだけのご利用も可能です。

【担当弁護士】



甲斐 顕一 弁護士 ふくおか法律事務所



恩穂井 達也 弁護士 徳永・松﨑・斉藤法律事務所



松本 幸太 弁護士 TMI総合法律事務所福岡オフィス



池田 早織 弁護士 徳永・松﨑・斉藤法律事務所



田坂 幸 弁護士 古賀・花島・桑野法律事務所



松村 達紀 弁護士 TMI総合法律事務所福岡オフィス

※担当弁護士の指定はできません。

【問い合わせ・申込先】

TEL 092-715-0562 福岡県経営者協会事務局(担当:田渕) Email fukuoka-keikyo@ace.ocn.ne.jp



福岡経協セミナー

セミナーの申込方法など詳細につきましては、 ホームページをご覧ください。

●給与実務の法的留意点

給与担当者、管理者、事業主が知っておくべき法 律上の決まりや実務の留意点を分かりやすく解説し ます。

日 時:9月18日(水) 9:30~16:30

会場:電気ビル共創館 3階 Cカンファレンス

講 師:アンフィニ社会保険労務士法人

特定社会保険労務士 久地石 冨起子 氏

参加費:会員12,000円/一般18,000円(税込)

●労働法実務の基礎講座

最近の法改正内容などを踏まえて、人事労務担当 者として必須の労働基準法の基本的な考え方と留意 点を実務に即して解説します。

日 時:1日目 10月16日(水) 9:30~16:00

2日目 10月17日(木) 9:30~16:00

※①2日間とも受講、②1日目のみ、③2日目 のみのいずれの受講方法も可能です。

会 場:電気ビル共創館3階 Cカンファレンス

師:社会保険労務士法人アドバンス 代表社員

特定社会保険労務士 伴 芳夫 氏

参加費:(税込)

| | 会 員 | アドバンス 会 員 | — 般 |
|--------------|---------|--------------|---------|
| 1日目または 2日目のみ | 12,000円 | 15,000円 | 18,000円 |
| 2日間 | 22,000円 | 28,000円 | 34,000円 |

●出産・育児・介護の法規制と手続き解説セミナー

育児・介護関係の制度について、図表や事例を数 多く用いて整理し、分かりやすく説明します。

日 時:10月25日(金) 9:30~16:30

会場:電気ビル本館地下2階 7号カンファレンス

講 師:アンフィニ社会保険労務士法人

特定社会保険労務士 久地石 冨起子氏

参加費:会員12,000円/一般18,000円(税込)

●年末調整の実務セミナー

年末調整を適切かつスムーズに行うために必要な実 務処理のポイントや留意点を分かりやすく解説します。

日 時:11月13日(水) 9:30~16:30

会 場:電気ビル共創館3階 Bカンファレンス 師:税理士法人くまで会計事務所 代表社員

税理士:行政書士 熊手 艶子 氏

参加費:会員12,000円/一般18,000円(税込)

●第 1 種・第 2 種衛生管理者受験対策講座 (北九州開催)

合格率89.2%を誇り資格試験請負人として有名な (株)ウェルネットの専任講師が2日間で合格レベル まで導きます。

日 時: [1日目] 11月26日(火)

9:20~17:30

[2日目] 11月27日(水)

9:30~17:30 %

※第2種の方は、2日目12:30で終了

会 場:新小倉ビル本館地下1階 5号会議室 講 師:㈱ウェルネット専任講師 酒井 恒 氏 参加費: 第1種29,700円 第2種27,500円

定 員:20名

〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局

17 092-715-0562

産訓九州セミナー

● TWI-JI「仕事の教え方」トレーナー養成講座

日 時:10月7日(月)~11日(金) 会 場:天神ビル11階 6号室

受講料:会員154,000円/一般187,000円

(消費税込み)

● MTP(管理研修プログラム) コース

日 時:10月22日(火)~24日(木)

会 場:Zoomオンライン

受講料:会員66,500円/一般70,950円

(消費税込み)

●若手社員活性化セミナー

日 時:11月6日(水)~7日(木) 会 場:アクロス福岡6階 604室

受講料:会員33,000円/一般39,600円

(消費税込み)

〈問合せ〉日本産業訓練協会・九州

17092-715-0568

法律相談 事務局相談



弁護士による無料法律相談

ご担当いただく弁護士は「経営法曹会議」に所属する 方々です。福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・ 協力企業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応 じます。

労働法に限らず、会社関係法などについてもお気軽 にご相談ください。

【福岡地区】

| 9月26日(木) 14:00~17:00 | 三浦 正道 _{弁護士} (三浦·奥田·杉原法律事務所) | |
|-----------------------|--|--|
| 10月24日(木) 14:00~17:00 | 渡邊 洋祐_{弁護士} (堤・古江・渡邊法律事務所) | |

場〉福岡県経営者協会事務局(裏表紙地図参照) 〈会

【北九州地区】

10月10日(木) 14:00~17:00

阿部 哲茂弁護士 (阿部哲茂法律事務所)



〈会 場〉阿部哲茂法律事務所

(北九州市小倉北区大手町11-3 大手町アイビースクエア3F)

- ■緊急の場合は、上記日時以外でも対応いたします。
- ■お申込みは、相談日の前日までに事務局へお電話に てお願いします。
- ■上記日程の他、ご要望により、当協会の顧問弁護 士をご紹介いたしております。

福岡経協顧問弁護士(敬称略)

阿部 哲茂 石橋 英之 古賀 和孝 斉藤 芳朗 杉原 知佳 德永 弘志 中野 敬一 中野 昌治 永原 豪 花島 正晃 松﨑 隆 三浦 正道 山本 紀夫 渡邊 洋祐

社労士による無料労務相談

福岡経協の会員以外の方でも、会員の関連・協力企 業等で、会員のご紹介により無料でご相談に応じます。 諸規定の整備などお困りのことがございましたら、 ぜひご利用下さい。

扫 当:社会保険労務士法人・行政書士法人アド バンス所属の社会保険労務士

 \Box 時:平日9:00~17:00

佘 場:社会保険労務士法人・行政書士法人アド

バンス(福岡市中央区舞鶴2丁目2-11

富士ビル赤坂 8F)

申込方法:事務局へお電話ください。

事務局相談

福岡経協では、労使関係(組合結成・団体交渉への 対応)のほか、人事労務管理や賃金などについて随時 ご相談に応じています。お気軽にご相談ください。

> 〈問合せ〉福岡県経営者協会事務局 **17092-715-0562**

会務報告

2024年8月

*太字……当協会主催行事

*細字……経団連の行事および当協会が行政等から委嘱 された委員として出席した行事など

5日 最低賃金審議会

6・7日 九州地域戦略会議

8日 欧州視察団事前説明会

8・9日 賃金制度・賃金設計の基礎を学ぶ セミナー

22日 経営法務研究会

23日 福岡県労働委員会総会

福岡労働者災害補償保険審査参与会

27日 最低賃金審議会

28日 福岡県感染症対策連携協議会医療 専門部会

// 労働者派遣事業適正運営協力員会議

九州経営法曹大会 第58回 熊本大会

日時及び内容:

1日目:11月6日(水) 13:30~17:00

「高齢者・外国人・フリーランスの活用に関する実務上の問題点について

~労働力不足の時代に対応するために~|

2 日目:11月7日(木) 9:30~16:00

「問題社員対応の実務的留意点(模擬相談形式)」

会場:熊本ホテルキャッスル (熊本市中央区城東町4-2)

参加費:福岡県経営者協会 会 員23,000円(1名あたり。資料・2日目の昼食代・税込)

会員外 34,000円 (同上)

お申込み: 10月23日(水) までに参加申し込みフォーム (右記QRコード)、もしくは

当協会ホームページの「新着情報」「お知らせ」メニューから参加お申込書

をダウンロードいただきお申込みください。



※詳細な内容につきましては、同封のパンフレットをご参照ください。

参加者の声

- ・多角的な視点から考えること、事前の対応の重要性を強く感じました。
- ・多くの判例を取り上げての解説は、実務的でとても分かりやすかったです。
- ・すばらしい大会で勉強になりました。また、**弁護士さんと名刺交換ができた**ので、今後 相談できることが助かります。
- ・多くの弁護士の見解が聴けて勉強になりました。



Access

博多方面から

地下鉄 「博多駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、 「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)

バス 「博多駅前A番」停留所より「渡辺通経由天神方面行き」 に乗車または「博多駅前B、C、D番」停留所より「薬院駅 方面行き」に乗車

「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

天神方面から

西鉄天神大牟田線 「西鉄福岡天神駅」から大牟田方面行き に乗車、「薬院駅」降車徒歩5分

地下鉄 「天神南駅」から地下鉄七隈線「橋本」方面行きに乗車、 「渡辺通駅」にて降車(電気ビル本館B2Fへ直通)

バス 「天神北(ノース天神前)」、「天神コア前7B」または「天神 大丸前4C」から乗車、「渡辺通一丁目」停留所降車すぐ

福岡県経営者協会

〒810-0004福岡市中央区渡辺通2-1-82電気ビル共創館6階 TEL.092-715-0562 FAX.092-781-4149 ホームページ https://www.fukuoka-keikyo.jp/メールアドレス fukuoka-keikyo@ace.ocn.ne.jp